

第1章

道路総合管理計画の策定方針

1.1 目的

調布市が管理する舗装、橋りょう、街路灯、街路樹などの多くの道路施設は、高度経済成長期をピークに整備が進められてきました。それらは、安全で快適に道路を利用するための施設であり、点検や補修などの維持管理を継続的に行う必要があります。

また、適切な財産管理を行うためには、管理の基本となる地籍の調査や道路台帳の整備等を引き続き進めていく必要があります。

一方で、インフラの老朽化の進行、気候変動に伴う風水害などの自然災害の激甚化・多頻度化、人口減少と少子高齢化への懸念、多様な道路のニーズの高まりなど、市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような状況の中、限られたインフラメンテナンス体制の中で、個別施設のメンテナンスを継続することに加え、より発展的な取組である施設横断的な道路管理や道路管理のデジタル化などを導入し、市民や道路利用者から信頼を確保し続けることが重要です。

こうしたことから、調布市では今後の道路管理の在り方や基本方針等を総合的に示して、道路施設等の効率的・効果的な管理を推進するため、調布市道路総合管理計画を策定します。

1.2 本計画の位置付け

「調布市道路総合管理計画」は、公共施設・インフラの総合的かつ計画的な管理の推進について示した「調布市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改定）」を上位計画として、市が管理する重要なインフラである道路の施設・財産管理の方針を示すものです。

なお本計画は、令和5年2月に作成した「調布市道路白書」で取りまとめた市の道路管理における現状と課題を基礎的データとして策定しています。

本計画は、道路管理業務全体に共通する考えを示したうえで、それを踏まえ個別の課題を調整し全体最適化を図るものであり、すべての道路管理業務及び道路分野の個別計画の上位計画として位置付けるものとします。

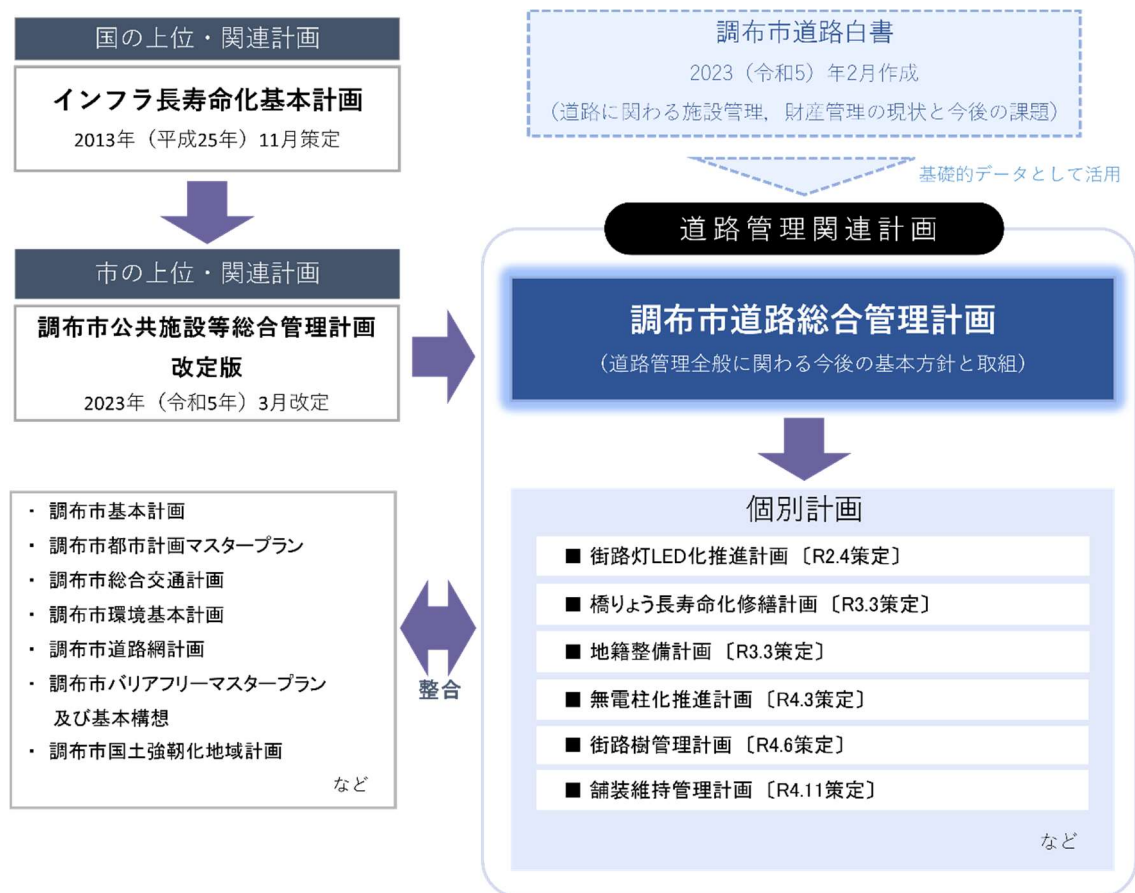


図 1-1 調布市道路総合管理計画の位置付け

1.3 計画期間と計画の対象範囲

1.3.1 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度の 10 年間とします。

1.3.2 計画の対象施設

本計画は、下表に示す道路施設を対象とします。

表 1-1 道路施設一覧

管理物の分類	施設内訳		施設量	個別計画の対象
財産	市道		市道管理延長：411km 主要市道：35路線，47km 一般市道：2,889路線，364km	地籍調査計画
	水路・畦畔		水路：93,421㎡ 畦畔：31,055㎡	
	道路台帳		市道管理延長：411km	
	公共基準点		2級相当基準点：106点 3級相当基準点：378点 4級相当基準点：635点 ※地籍図根点は除く	
施設	舗装		舗装管理延長：368km 主要市道：35路線，47km 一般市道： （親番）297路線，193km （枝番）1,281路線，128km	舗装維持管理計画
	橋りょう		76橋（うち歩道橋1橋）	橋りょう長寿命化修繕計画
	街路樹		約4,000本	街路樹管理計画 桜に関する管理方針
	街路灯		16,414灯	街路灯LED化推進計画
	道路土工構造物		26箇所	
	安全 施設	道路反射鏡（ミラー）	2,889基	
		防護柵	4,169基	
		道路標識	大型標識：50基 小型標識(地点名標識)：76基 小型標識(地点名標識)：103基	
		車止め	1,823基	
		視線誘導標・自発光鈺	552基	
	その他 管理物	電線共同溝	2.2km	無電柱化推進計画
		飛田給駅公共通路	1箇所	
		地下通路	3箇所	
		昇降施設等	エレベーター：5基 エスカレーター：2基	

※施設量は令和 3 年 3 月 31 日現在

※財産：調布市が認定している市道と水路、^{けいはん}畦畔等を構成する土地のことです。これらを管理するのに使用する道路台帳、公共基準点も含みます。

1.3.3 計画の対象業務

本計画は、道路に関する事業や申請手続き、財産管理、施設管理など、都市整備部道路管理課が所管する業務を対象とします。

表 1-2 財産管理に係る所管業務の概要

業務の分類	業務の概要
市道路線の認定・廃止・区域変更等	市道の認定、廃止、区域変更等の可否を検討・市議会への諮問
地籍調査事業	土地の所有者・地番及び地目の調査、境界及び地積に関する測量、調査図・調査簿の作成
土地境界確認申請	市民が所有する土地・建物等の売却・改修・建て替え時における土地境界確定の申請受付・確認業務
事前相談申請 (寄附・売払い)	私道寄附・開発寄附に関する相談・申請の受付、市道・水路・畦畔等の売払いに関する相談・申請の受付
道路等に関する各種証明	土地境界証明・道路区域証明・認定道路幅員証明・法定外公共物にかかる機能の有無についての証明
基準点使用と 基準点付近での工事申請	調布市が管理する基準点を測量等に使用する場合、または付近で工事を行う場合の申請受付・審査（一時撤去・移転を含む）

表 1-3 施設管理に係る所管業務の概要

業務の分類	業務の概要
施設に関する調査・計画・設計・工事等	管理物である施設の維持管理に必要な調査、計画、設計、工事等、及びその発注業務、管理業務等
道路管理に関する相談・対応	市道の管理に関する各種相談の受付と必要に応じた対応
占用許可等	道路内に上下水道・ガス・電気・電話などのライフラインに関する工作物を設け、継続して使用する道路占用許可申請の受付・審査や、公共物(水路・畦畔等)の占用許可に関する申請受付・審査、調布駅前広場利用に関すること
パトロールと軽微な補修等	道路を安全で快適な状態に保つためのパトロール、路面や安全施設の定期的な点検と必要に応じた補修、不法投棄されたゴミ等の回収、不法占用物（道路上の植木鉢・段差解消ブロック等）の撤去の指導等
自費工事申請	道路管理者以外の個人や事業者等が市道を掘削等する工事（自費工事）の承認申請受付・審査
その他	大型・特殊車両通行許可に係る申請受付・審査、沿道掘削施工（沿道での地下室の建築等）に係る相談や申請の受付・審査、道路上での工事や作業に係る相談の受付、私道の舗装に関する相談の受付、武蔵野の路利用に関する使用申請受付等